

議案第 4 5 号

北九州市立小中学校等管理規則の一部改正について

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 4 第 1 項の共同学校事務室を設置するため、この規則案を提出する。

北九州市立小中学校等管理規則の一部改正について

1 改正理由

学校事務職員は、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職として、原則必置とされているが、多くの学校において1人配置となっており、十分な組織体制が取れない状況にある。

本市では、これまでに学校事務共同実施を導入し、学校事務職員にグループ内複数校への兼務発令を行い、一部業務の共同処理や相互支援等を進めてきた。一定の成果を上げる一方、実施にあたっての権限・責任が明確でないことや実施状況にグループ間格差が生じる等の課題もみられている。

このような中、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）が改正され、教育委員会規則で定めるところにより、学校に同法第47条の4に規定する共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）を設置することができるとされた。この共同学校事務室の制度化により、事務の共同処理の実施に係る責任・権限関係の明確化、共同学校事務室でのOJTの実施による学校事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効果的な実施や事務体制の強化が期待されている。

そこで、本市においても、現状の課題を解決するため、令和4年度から小学校及び中学校において共同学校事務室を設置し、学校事務共同実施の更なる推進を図ることとした。

については、北九州市立小中学校等管理規則（昭和38年北九州市教育委員会規則第8号）の一部改正を行うもの。

2 改正内容

共同学校事務室の設置にあたり、所要の改正をする（第21条関係）

3 施行日

令和4年4月1日

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

北九州市立小中学校等管理規則（昭和38年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

（共同学校事務室）

第21条の2 教育長が指定する2以上の小学校及び中学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。）を置く。

2 共同学校事務室の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新	旧
<p>第21条の2 <u>教育長が指定する2以上の小学校及び中学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。）を置く。</u></p> <p>2 <u>共同学校事務室の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	